

## 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例（原案）の概要

### 1 背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により公営住宅法が改正されたことに伴い、これまで政令及び省令で規定されていた市営住宅等の整備に関する基準及び市営住宅における入居者の収入基準を、国が示す基準を参考に各地方公共団体が条例で定めることとなったため、小樽市営住宅条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 市営住宅等の整備基準について

- ・法改正前は、建設（国土交通）省令で定められた「公営住宅等整備基準」を適用してきました。
  - ・国から示された参酌基準は、法改正前の「公営住宅等整備基準」とほぼ同様なものです。
  - ・これまでも、この「公営住宅等整備基準」により、良好な居住環境を確保してきました。
  - ・参酌基準に準拠することにより、これまでと同等の居住環境を確保することができます。
- これらのことから、国から示された参酌基準に準拠して、小樽市営住宅条例を改正します。

条例改正により追加する基準（項目）	
総則的な基準	健全な地域社会の形成への配慮・良好な居住環境の確保・費用の縮減への配慮
敷地の基準	位置の選定の基準・敷地の安全等の基準
公営住宅の基準	住棟等の基準・住宅の基準・住戸の基準・住戸内の各部の基準・共用部分の基準・附帯施設の基準
共同施設の基準	児童遊園の基準・集会所の基準・広場及び緑地の基準・通路の基準

※詳しくは、小樽市営住宅条例（案）新旧対照表を参照してください。

住戸の性能基準などについては、国から示されている「技術的助言」や高齢者への配慮として北海道から示されている「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針を参考にして規則に定めます。

#### (2) 市営住宅における入居者の収入基準について

##### ① 本来階層（一般の入居資格を有する世帯）

- ・法改正前は、公営住宅法施行令により基準額が定められていました。
  - ・国から示された参酌基準の額は、法改正前の基準額と同額です。
  - ・住宅に困窮する低所得者に今後もこれまでどおりの入居機会を確保します。
- これらのことから、本来階層における基準額は、158,000円とします。

	法改正前の基準額	国が示す基準額 (参酌基準)	小樽市の基準額（案）
金額	158,000円	158,000円	158,000円

##### ② 裁量階層（高齢者世帯など特に居住の安定を図る必要のある世帯）

- ・法改正前は、公営住宅法施行令により基準額が定められていました。
- ・国から示された上限額は、法改正前の基準額より高くなっています。
- ・基準額を引き上げるとは、入居対象世帯が増えることになり、このことは、応募倍率の上昇を招き、本来入居すべき世帯の入居機会を奪うおそれがあります。

これらのことから、裁量階層における基準額は、214,000円とします。

	法改正前の基準額	国が示す基準額 (上限額)	小樽市の基準額（案）
金額	214,000円	259,000円	214,000円

### 3 施行期日

平成25年4月1日（予定）